

全日本マーチングコンテスト予選
全日本小学生バンドフェスティバルフロア部門予選
西関東マーチングコンテスト予選
西関東小学生バンドフェスティバルフロア部門予選
山梨県マーチングコンテスト実施規定

第1章 総 則

第 1 条 〈名 称〉

第〇回全日本マーチングコンテスト予選、第〇回全日本小学生バンドフェスティバルフロア部門予選、第〇回西関東マーチングコンテスト予選、第〇回西関東小学生バンドフェスティバルフロア部門予選、第〇回山梨県マーチングコンテスト（以下、マーチング）という。

第 2 条 〈主催団体〉

山梨県吹奏楽連盟とする。

第 3 条 〈共催団体〉

朝日新聞社及び山梨県教育委員会とする。

第 4 条 〈後援団体〉

開催市町村教育委員会、その他、音楽関係・教育関係の諸団体とする。

第 5 条 〈協 賛〉

理事会が必要と認めた場合は、協賛団体を持つことができる。また、協賛団体から賞状・賞品等の贈与を受けることができる。

第 6 条 〈開催期日〉

理事会において決定し、原則として西関東マーチングコンテストの約 1 ヶ月前までに実施する。

第2章 実施部門及び人員

第 7 条 〈部門・区分〉

- 1 中学生部門 A の部（以下「中 A の部」という。）
- 2 中学生部門 B の部（以下「中 B の部」という。）
- 3 高等学校以上部門 A の部（以下「高以上 A の部」という。）
- 4 高等学校以上部門 B の部（以下「高以上 B の部」という。）

※ A の部とは、全日本マーチングコンテストの予選部門である。B の部とは、西関東大会が最終大会となる部門である。

第 8 条 〈参加人員〉

- 1 A の部の参加人員は、80 名以内とする。ただし、ドラムメジャー、指揮者はこの人数に含まない。
- 2 B の部の参加人員は、自由とする。

第3章 資 格

第 9 条 〈参加資格〉

各部門の参加資格・参加形態は次のとおりとする。年齢については問わない。尚、下記の 1 項の②③に該当しない団体の参加については、理事会でこれを検討し、参加の可否を決定する。

1 中学生

構成メンバーは、中学校に在籍している生徒とする。（同一経営の学園内、または同一団体内の小学生※¹の参加は認める。）

参加形態は以下のとおりとする。

① 単独校

同一中学校に在籍している生徒により編成された団体。

② 合同バンド

部員不足により、単独の学校単位で本大会に参加できない中学校が、学校長の許可のもと編成する団体。ただし、構成メンバーとなる生徒の在籍する学校が本連盟に加盟登録されていることとする。

③ 地域バンド

任意の個人または団体が組織し、小学生※¹、中学生※²で構成された団体で、連盟に加盟登録されている団体。

注：部員不足により、学校単位で参加できなくなる小学生や中学生に参加の機会を広げる趣旨で合同バンドや地域クラブ等の参加を認める。

※¹小学生

学校教育法で定める小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校の小学部に在籍する児童をいう。

※²中学生

学校教育法で定める中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校の中学部に在籍する生徒をいう。

2 高等学校

構成メンバーは、同一高等学校に在籍している生徒とする。

（同一経営の学園内小学生・中学生の参加は認める。）

3 大学

構成メンバーは、同一大学、または同一高等専門学校に在籍している学生（大学院生を含む）とする。ただし、管・打・コントラバス専攻学生の参加は認めない。

4 職場

同一経営の会社・工場・事務所・官庁などで、経営者又は組合などの認可を得て設立されている団体であって、構成メンバーは、その勤務先に常時勤務している者とする。

5 一般

構成メンバーは、次の第9条に該当しない限り自由とする。ただし、職業演奏家の参加は認めない。

【合同チームによる参加について】

高等学校部門では、本連盟に加盟する高等学校による合同チームでの演奏を認める。（本連盟に所属する小学校児童・中学校生徒の参加は認める。）

第 10 条〈構成メンバー〉

同一奏者が、二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。ただし、同一団体がAの部及びBの部の両部に出場することは認める。

第 11 条〈指揮者〉

1 指導者並びに指揮者の資格については制限しないが、団体の長が認めた者とする。

2 中学生部門を除き、同一部門において指揮することができるのは1団体とする。ただし、同一団体がAの部及びBの両部に出場する場合は、同一人が両方を指揮することは認める。

第 12 条〈資格喪失〉

参加団体の人員及び資格に疑義が判明したときは、出場を停止または失格とする場合がある。

第4章 演奏及び演技

第 13 条〈編 成〉

- 1 Aの部は、木管楽器・金管楽器・打楽器（擬音楽器を含む）とする。電子楽器（エレキベースを含む）、ピアノ、チェレスタ、ハープ、ピット楽器の使用は認めない。
- 2 Bの部は、木管楽器・金管楽器・打楽器とし、コントラバス、ピット楽器（エレキベース、ハープ、電子楽器の使用も可）及び手具の使用は認める。
- 3 歌声については、スキャット・ハミング・歌詞を認める。

第 14 条〈演技曲目〉

自由とする。

第 15 条〈規定課題〉

- 1 Aの部の参加団体は、年度ごとに全日本吹奏楽連盟（以下、全日吹連という）が発表する規定課題を演技しなければならない。
- 2 Aの部、Bの部を問わず、メイジャーバトンの放り投げとカラーガードのフラッグ放り投げについては、これを行ってはならない。

第 16 条〈著作権及び著作権隣接権〉

- 1 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けずに出場することは認めない。

第 17 条〈出演順〉

予め抽選により決定する。また、部門の順序は、年度毎に理事会において決定する。

第 18 条〈参加料〉

参加料は徴収しない。

第 19 条〈出演時間〉

- 1 出演時間とは、演奏又は演技の始まりから終了までの時間をいう。また、計時の方法については、別に定める審査規定による。なお、出演時間を超過した場合は、審査の対象としない。
- 2 中Aの部と高以上Aの部は6分以内、中Bの部は7分以内、高以上Bの部は8分以内とする。

第5章 審査及び表彰

第 20 条〈審 査〉

- 1 審査員は、理事会で選出し、理事長が委嘱する。また審査員の数は3名以上とする。
- 2 審査の方法は、別に定めるマーチング審査規定による。
- 3 審査員の互選により審査委員長1名を定め、審査員の統括を依頼する。

第 21 条〈規定審査〉

マーチングの実施規定に違反のあった場合は、その都度規定審査会の協議を経た上で、処分を受ける対象となる。

第 22 条〈規定審査会〉

規定審査会は、マーチング規定に明らかな違反が認められた場合、その処分等の対象を協議する会である。

第 23 条〈審査会の構成〉

規定審査会の組織は、審査員・正副理事長・事務局長・第二事業部長、及び規定審査実行委員により構成する。

第 24 条〈表彰〉

各部門とも、金賞・銀賞・銅賞のいずれかを贈る。ただし、実施規定違反が認められた場合、状況により、規定審査会の協議を経て、理事長は別に努力賞（賞状のみ）を贈ることができる。

第6章 県の代表推薦

第 25 条〈県推薦等〉

- 1 上位優秀団体から、審査員の推薦又は投票により県代表を決定し、西関東マーチングコンテストに山梨県代表として出場する資格が与えられる。
- 2 西関東マーチングコンテストの出場順については、新たに抽選して決定する。

第7章 罰 則

第 26 条〈失格等〉

実施規定等に違反した場合は、マーチング規定審査会の協議を経た上で理事長が失格などの処分を下すことができる。

第8章 細 目 等

第-27 条〈実行委員〉

マーチングの準備運営は、別に定めた細則により、第二事業部を中心に組織された実行委員会が担当する。また、実行委員長は原則として第二事業部長が務める。なお、マーチングに参加する団体は、必ず1名以上（顧問・指導者）を実行委員として実行委員会に派遣しなければならない。

第 28 条〈実施細目等〉

本規定以外に必要と認めた基準については、全日吹連から示されるところによる。また、内規は、理事会がこれを定め、実施細目等については、年度ごとに理事会の同意を得て、第二事業部がこれを定めることができる。

第9章 附 則

第 29 条〈附 則〉

本実施規定は、原則として、全日本マーチングコンテストの規定に準拠する。
また、本規定は、必要に応じ理事会の議決により変更することができる。

1. 本規定は、平成11年4月24日から施行する。
2. 本規定は、平成13年4月28日に一部改正施行する。
3. 本規定は、平成14年4月27日に一部改正施行する。
4. 本規定は、平成15年4月27日に一部改正施行する。
5. 本規定は、平成17年4月24日に一部改正施行する。
6. 本規定は、平成20年4月27日に一部改正施行する。
7. 本規定は、平成22年4月25日に一部改正施行する。
8. 本規定は、平成26年4月27日に一部改正施行する。
9. 本規定は、平成28年4月24日に一部改正施行する。
10. 本規定は、令和2年4月26日に一部改正施行する。
11. 本規定は、令和4年4月24日に一部改正施行する。
12. 本規定は、令和5年4月23日に一部改正施行する。
13. 本規定は、令和6年4月21日に一部改正施行する。
14. 本規定は、令和7年4月27日に一部改正施行する。
15. 本規定は、令和8年4月26日に一部改正施行する。